

朝日町では、住宅を新築又は新築住宅を購入された方に奨励金が交付されます！

朝日町では、近隣市町にない独自の事業として、平成17年度から平成23年度に新たに固定資産税が課せられる住宅を新築又は新築住宅を購入された方に奨励金が交付されます。是非、この制度をご利用ください。

※『年度』とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間

●対象住宅

居住の用に供するために新築住宅及び購入された新築住宅で、一世帯が独立して生活できる構造を有するもの

●対象面積

居住用として用いられている部分（店舗兼用住宅の場合は、店舗部分は除く）

●奨励条件

- ・本町の住民であること
- ・居住地に係る町税（料）を滞納していないこと

●奨励額

住宅に係る固定資産税課税標準額に税率を乗じた額の2分の1に相当する額

●交付期間

平成17年度から平成23年度までの期間中に新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年間

☆今年度対象者

平成19年度から平成21年度に新たに住宅の固定資産税が課せられる事になった方

☆申請期限

平成21年度分の固定資産税を完納後、平成22年3月10日（水）までに、手続きをしてください。

※手続き方法や制度についての問い合わせ先

産業振興課 TEL 377-5658 FAX 377-4543

まちの話題（あさひ園運動会）

10月18日（日）、あさひ園運動会が小学校グラウンドにおいて行われました。

天候の影響で1日順延となりましたが、当日は見事な晴天となり、子どもたちは元気に演技やかけっこを楽しんでいました。

親子競技では、子どもたちだけでなく、お父さんやお母さんも笑顔で競技を楽しんでいました。



（笑顔いっぱいの親子競技）



（元気いっぱいの演技）

～給与所得者の個人住民税は 『特別徴収』で納税を～

給与所得者の個人住民税（個人町民税十個人県民税）は、法令により、事業者が給与から特別徴収（天引き）して、給与所得者に代わって町に納税することになっています。

○所得税は源泉徴収しているけれど、個人住民税は特別徴収していないということはありませんか？

○原則として、パート・アルバイトを含むすべての従業員から特別徴収をする必要があります。

○税額の計算は町で行いますので、所得税のように税額の計算や年末調整をする手間はかかりません。

＜従業員の皆様には次のようなメリットがあります＞

○納税の手間が省けます。

○普通徴収が原則4回払いなのにに対して、12回払いとなるので、1回あたりの負担が軽くなります。

三重県と当町では、個人住民税の特別徴収の徹底に取り組んでいます。すべての従業員から特別徴収を行っていない会社などは、特別徴収への切替をお願いします。

問い合わせ先：総務税務課 税務室（377-5655）